

中期計画(平成19年度から平成21年度)における重点的な取り組みについて

= 子どもの権利・子ども参加

1. 子どもの権利条例の重要性についての認識と条例策定

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現し、「子どもにやさしいまちづくり」を推進する計画や施策・事業の推進を担保するための基本的条例の位置づけとなる、子どもの権利に関する条例を市民・子ども参加で策定します。

条例の中では、子どもの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン制度の設置を検討します。

2. 子育て事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

児童館などでは子どもの主体的な参加により行事・事業が実施されていますが、その他はまだ十分とはいえません。市の実施する子育て事業、子ども事業の企画・運営に関する市民参加・子ども参加を充実する取り組みを進めます。

3. 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実

児童館の再編成、機能充実

児童館を機能別に再編成し、中高生を含む子ども達の需要に合わせて施設整備及び事業展開を進めます。

学校施設と地域の人材資源を活用した放課後活動の充実

国の「放課後子どもプラン」を視野に入れ、現行の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館等との関係を整理し、地域の青少年育成会、学校運営協議会や地域の市民の参加を得て、小学校施設を活用した放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」を実施します。

また、同様に中学校を活用した中学生対象の放課後活動の場について検討を進めます。

= おとなになることを支える子育て支援

4. 若者支援の充実

居場所、活動場所の支援

市民活動の場である公共施設の運営に当たっては、申込方法や利用料金などについて青少年が利用しやすいしくみを検討し、青少年の居場所・活動場所の充実を図ります。

ニート、若年親への支援

若者が自立したおとなになっていく過程の取り組みとして、就労意識の向上や若年妊娠者・若年親への支援を充実します。支援対象は、児童福祉法に規定する児童(18歳未満)に限ることなく20歳代前半程度までを視野に入れた取り組みを進めます。

= 子育て力

5. 子育て情報化の推進・充実

子育て情報提供の充実

行政や市民団体の各部署に散在するあらゆる子育て支援に関する情報を集約して提供する一元的なしくみを検討し、それぞれの取り組みの連携が促進され、市民に有効に活用される情報提供を進めます。また、インターネットを活用した子ども(青少年にも対応する)・子育て情報ポータルサイトの設置を検討します。

また、FM西東京や地域コミュニティ誌(紙)等の地域メディアとの協働による情報提供についても検討を進めます。

ITネットワークを活用した子育て市民の相互交流活動の活性化支援

子育てに関する地域の力を育成・活性化するために、仕事に追われて忙しい父親や共働きの親のコミュニケーション手段として、インターネット等を活用した子育て家庭の交流や活動、議論のしくみを構築します。

6. 食育に関する取り組みの推進

家庭における食育の取り組みの推進

子どもや保護者に対して地場食材を活用した料理講座他様々な学習・啓発の機会を設定し、家庭における日常の食生活に食育を取り入れる取り組みを進めます。

= 市民参加による子ども家庭・子育て、子育て支援

7. 「(仮称)こどもの総合支援センター」の整備

子ども施策の拠点(ハブ的機能)として、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク、支援コーディネートを行います。相談・コーディネート等にあたる人材・専門スタッフの配置・充実を進めます。

現行の「児童虐待防止協議会」を児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」に改組し、虐待をはじめ地域の要保護児童の早期発見や適切な支援・保護を行うために、関係行政機関や地域の医師会、主任児童委員、民生・児童委員等との情報共有や連携(ネットワーク)を強化・充実するとともに、子ども家庭支援センターを東京都の推奨する先駆型センターに移行し、虐待防止に関する取り組みを充実します。

8. 基幹型保育園(地域子育てセンター)を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉、保健、教育)連携の強化、地域の資源の活用

地域の児童福祉施設(保育園、児童館)、学校、幼稚園などの教育機関、その他市民の協力をえて、地域のすべての子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく行うしくみづくりを進めます。また、支援スタッフの資質向上を目指します。

9. 発達障害児に対する乳幼児期から学齢期までの成長過程に応じた切れ目のないトータル支援体制の構築

支援コーディネーター(専門相談員)の設置

(仮称)こどもの総合支援センターにスタッフを配置し、医療、福祉、教育の連携を図ったトータル相談(コーディネート支援)を実施します。

地域で育つことを基本にした取り組み

乳幼児期から学齢期まで、地域の保育園や幼稚園、児童館等において、地域の中で育つしくみを構築します。また、学校との十分な連携による横断的・縦断的な支援を進めます。

10. 母子保健と保育、子育て支援の連携強化

妊娠・出産から子育て期まで、若年妊娠、子育て不安、小児疾患、障害、養育力不足、児童虐待などの支援を必要とする児童及び家庭に対して早期に状況を把握し必要な支援を切れ目なく行うため、母子保健と子ども家庭支援の連携強化を進めます。支援を必要とする家庭に訪問して支援することを進めます。

11. 子どもの防犯安全の確保

小学校区の地域単位に見守り活動の組織化を進め、通学路の安全点検や子どもにやさしいまちづくりの検討を進めます。

= 取り組みの推進に当たって

西東京市は人口流動が多く、新たな住民に対する継続的な取り組みが必要です。そのためには、市民や地域とのパートナーシップや協力を得て進めることが肝心ですが、市民や地域が継続的に取り組めるしくみづくり、たとえば、支援者のグループ化、NPOなどへの組織化、活動の事業基盤の強化などを促進することが重要です。

また、子育ては基本的には保護者自身の問題であり、様々な子育て支援事業に対して、市民・保護者の主体的な参加を得ていく取り組みが有効です。地域の子育て支援の取り組みに主体的に参加することにより保護者の居場所や仲間作りが推進され、「楽しい子育て」を通じたまちの活性化とコミュニティ活動の醸成を図ることができます。